

令和5年度愛媛県NPO法人活動助成事業 (協働事業助成)の募集について

県では、地域の課題解決に主体的に取り組むNPO法人の継続的かつ安定的な活動を支援するとともに、NPO活動の更なる活性化を促進するため、県民、企業、団体等からの寄附を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用し、NPO法人に対する助成を行っています。

このたび、令和5年度において、NPO法人が多様な主体と協働して課題解決に取り組む活動に対し助成する「協働事業助成(テーマ型及び一般型)」を、次のとおり募集します。

1 助成内容

名称	助成内容	助成金額	助成団体数
協働事業助成 (テーマ型)	助成対象となる団体が、提示テーマについて、多様な主体と協働して実施する事業を助成	50万円以内 ／1団体	おおむね 4団体
協働事業助成 (一般型)	助成対象となる団体が、多様な主体と協働して実施する事業を助成	50万円以内 ／1団体	

※1 上記のほか、団体の管理運営又は事業活動に要する経費を助成する「団体支援助成」(助成額:25万円以内)があります。8月頃に募集開始の予定です。

※2 同一年度内に、協働事業助成と団体支援助成の補助金を重複して受けることはできません。

【多様な主体】

NPO法人のほか、ボランティア団体、町内会や自治会等の地縁組織、企業、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、行政など、地域課題の解決に対して関心と熱意を有し、地域づくりの担い手となり得る様々な主体をいいます。

2 対象団体等

- (1) 応募することのできる団体は、あったか愛媛NPO応援基金団体登録要綱に基づき予め基金団体の登録を受けた団体です。登録手続きがお済みでない場合は、事前に登録の申請を行ってください。
- (2) 協働事業助成を過去に3回受けている団体は応募できません。
- (3) 協働事業助成の補助金を受けて行う事業に、他の補助金等(例えば、愛媛県「三浦保」愛基金の補助金、国、民間団体等の設置している助成金等)を重複して充当することはできません。

【登録団体の要件】

愛媛県内に主たる事務所を置き、愛媛県で活動を行っているNPO法人であること等の要件があります。詳細は、愛媛ボランティアネットをご覧ください。県民生活課までご連絡ください。

3 補助対象活動

補助金の交付対象となる事業は、NPO法人と多様な主体との協働事業であって、次に掲げるいずれの要件にも該当する活動です。

- ① 営利を目的としない助け合い、支え合いの社会貢献活動
- ② 新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動

4 補助対象活動実施期間

交付決定の日から令和6年2月29日まで

5 補助対象経費

補助対象経費は、別表「補助対象経費」のとおりです。詳細は愛媛ボランティアネットをご覧くださいか、当課までご連絡ください。

6 審査方法

民間の委員及び県職員で構成する「えひめ地域協働推進事業選考委員会」事務局において、書類による予備審査を行った後、選考委員会において公開プレゼンテーションによる選考を実施します。選考結果をもとに、知事が補助対象団体を決定します。（選考に進んだ団体には、プレゼンテーションの詳細について別途お知らせします。）

〔審査のポイント〕

審査項目	審査の内容
公益性	地域社会にとって必要性が高い活動に取り組み、新たな公的サービスの担い手として積極的に活動している団体であること。
適格性 実施体制	補助対象活動の実施体制が十分整備されていると認められる団体であること。
協働の必要性 と効果	現状の課題等を認識しており、協働により事業を効果的に実施し、具体的な成果が期待できること。
事業の実現性	課題の解決に向け、効率的な事業計画が立てられ、各主体の役割が明確かつ妥当にされていること。

7 提出書類

- ①愛媛県NPO法人活動助成事業申込書(別紙1)
- ②事業計画書(別紙2)
- ③収支予算書(別紙3)
- ④企画提案書(別紙4)
- ⑤法人PR資料(※提出任意)

注1) 提出書類の様式は、愛媛ボランティアネットからダウンロードできます

注2) 提出された書類は、担当者の連絡先などの個人情報に関する部分を除き、原則、公開させていただきます

8 募集期間

令和5年4月10日(月)から5月26日(金) [※郵送必着]

9 提出先

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課 県民協働グループ

(〒790-8570) 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL : 089-912-2305 FAX : 089-912-2299

E-mail : kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

◇愛媛ボランティアネット

<https://nv.pref.ehime.jp/atakahtml>

(「あったか基金」で検索してください。)



たくさんのご
応募待ってる
けん♪

補助対象経費

◎補助対象経費は、原則として次の表の「費目」の欄に掲げる経費であって、事業実施のために直接必要となるものです

費目	経費の具体例
賃金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入等
旅費	研修会等の講師招へい、先進地視察、研修会等参加のための旅費
需用費	消耗品費(単価が5万円未満の物品購入など)、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車等のレンタル料、機器等のリース料等
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

・領収書により支出が確認できない等、使途が不明なものについては補助の対象になりません。(実績報告提出の際には、領収書写し等の添付が必要となります。)

・上記にかかわらず、以下の経費は、補助対象経費から除きます。

- ・役員報酬に要する経費
- ・土地の購入に要する経費
- ・資格の取得に要する経費
- ・販売を目的としたものに係る経費

・経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外の経費であっても補助対象経費となる場合があります。(詳しくは、県民生活課へお問い合わせください。)